

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 北陸財務局長

【提出日】 平成24年11月12日

【四半期会計期間】 第85期第2四半期（自平成24年7月1日至平成24年9月30日）

【会社名】 日本製麻株式会社

【英訳名】 THE NIHON SEIMA CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中本 広太郎

【本店の所在の場所】 富山県砺波市三島町11番18号

本社事務取扱場所 兵庫県神戸市中央区海岸通8番

【電話番号】 神戸(078)332-8251

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 池田 明穂

【最寄りの連絡場所】 富山県砺波市三島町11番18号

【電話番号】 砺波(0763)32-3111

【事務連絡者氏名】 北陸工場長 渋谷 忠孝

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
日本製麻株式会社神戸本部
(兵庫県神戸市中央区海岸通8番)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第84期 第2四半期 連結累計期間	第85期 第2四半期 連結累計期間	第84期
会計期間		自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日	自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日
売上高	(千円)	2,549,818	2,464,558	5,220,800
経常利益又は経常損失()	(千円)	8,394	75,497	58,867
四半期(当期)純損失()	(千円)	144,726	161,917	186,038
四半期包括利益又は包括利益	(千円)	195,381	144,853	284,111
純資産額	(千円)	1,763,847	1,529,225	1,675,095
総資産額	(千円)	4,826,704	4,625,209	4,863,213
1株当たり四半期(当期) 純損失金額()	(円)	3.95	4.41	5.07
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)			
自己資本比率	(%)	25.4	21.8	23.8
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	88,752	111,798	70,374
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	145,635	6,400	71,308
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	201,816	88,664	79,502
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	313,604	387,965	417,432

回次		第84期 第2四半期 連結会計期間	第85期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日	自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日
1株当たり四半期純損失金額()	(円)	3.37	3.10

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、1株当たり四半期(当期)純損失であり、かつ潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当社グループは、当社および当社の子会社3社で構成され、当社は産業資材(黄麻製品、紙製品等)、各種マットおよび食品の製造加工、不動産開発事業を展開しております。

なお、その他事業はゴルフ関連工事がなくなったため、第1四半期連結会計期間より廃止いたしました。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日）におけるわが国経済は、東日本大震災からの復興需要を背景に内需主導のもとで緩やかに回復する兆しが見られました。一方、欧州債務問題による海外経済の減速や長期化する円高および消費税増税を巡る動きもあり、景気の先行きは依然として不透明な状況で推移いたしました。

このような経済状況のもと、当社グループの各事業においては成長戦略の実現を目指すとともに、財務体質の改善、リスク管理、およびコスト構造改革による「経営基盤の強化」に取り組んでおりますが、食品事業およびマット事業では原材料価格の高騰や需要の減少などにより厳しい状況での推移となりました。その結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は2,464百万円（前年同四半期比3.3%減）、営業損失は71百万円（前年同四半期は21百万円の営業利益）、経常損失は75百万円（前年同四半期は8百万円の経常利益）、四半期純損失は161百万円（前年同四半期は144百万円の四半期純損失）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

（産業資材事業）

産業用包装資材の輸出援助米用および米麦用麻袋では需要の増加があったものの、紙袋資材では復興需要の減少などから各納入取引先における生産の縮小や海外への生産基地のシフトによる影響を受け受注の減少となりました。その結果、売上高は519百万円と前年同四半期と比べ1百万円（0.3%）の減収、営業利益は10百万円と前年同四半期と比べ2百万円（20.8%）の減益となりました。

（マット事業）

自動車用フロアマットは、補助金効果やアジア向け需要は回復傾向にありましたが、低価格車用マットが中心となり、高級車用マットの受注の減少と原材料の高騰およびタイ国の人件費の上昇により収益の低下となりました。その結果、売上高は965百万円と前年同四半期と比べ139百万円（16.9%）の増収、営業損失は33百万円（前年同四半期は30百万円の営業利益）となりました。

(食品事業)

パスタの需要は底堅いものの、中近東諸国からの輸入品の増加により市場では供給過多となり価格競争が熾烈を極め、主力のパスタ製品は大幅な出荷数量の減少となりました。また、レトルト製品ではリニューアルや新製品導入およびプライベートブランドの開発により堅調に推移しました。その結果、売上高は954百万円と前年同四半期と比べ106百万円(10.0%)の減収、営業損失は56百万円(前年同四半期は22百万円の営業損失)となりました。

(不動産開発事業)

土地賃貸等の売上高は25百万円と前年同四半期と比べ6百万円(32.8%)の増収、営業利益は8百万円(前年同四半期は0百万円の営業利益)となりました。なお、旧ホテル跡地開発の「イータウンとなみ」は7月に一部オープンとなり、第2次開発が進んでおります。

なお、水産事業、その他事業については、事業を廃止しているため前年同四半期との比較は行っておりません。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末における総資産は4,625百万円、前連結会計年度末と比較して238百万円の減少となりました。主な要因は、流動資産では原材料及び貯蔵品の減少91百万円、受取手形及び売掛金の減少68百万円、固定資産では投資その他の資産その他の減少85百万円であります。

当第2四半期連結会計期間末における負債は3,095百万円、前連結会計年度末と比較して92百万円の減少となりました。主な要因は、支払手形及び買掛金の減少142百万円、長期借入金の増加93百万円であります。

当第2四半期連結会計期間末における純資産は1,529百万円、前連結会計年度末と比較して145百万円の減少となりました。この結果、自己資本比率は21.8%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第2四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、前連結会計年度末に比べ29百万円減少し、387百万円となりました。

各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期と比べ23百万円減少し、111百万円の支出となりました。これは、主として売上債権の減少42百万円(前年同四半期は36百万円の増加)があったものの、仕入債務の減少146百万円(前年同四半期は94百万円の増加)があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期と比べ139百万円増加し、6百万円の支出となりました。これは、主として前年同四半期に投資有価証券の取得による支出109百万円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期と比べ113百万円減少し、88百万円の収入となりました。これは、主として長期借入金の返済による支出の増加によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりです。

当社の支配に関する基本方針

当社は、上場会社として、当社の株式について株主、投資家の皆様による自由な取引が認められている以上、当社の株式に対する大量の買付行為又はその提案がなされた場合においても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであればこれを否定するものではなく、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社グループの事業は、産業資材事業、マット事業、食品事業、不動産開発事業等、幅広く展開しており、当社の経営に当たっては、専門的な知識と経験の他、当社の企業理念及び企業価値の様々な源泉、並びに国内外顧客・従業員及び取引先等のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解することが不可欠です。

従いまして、当社は、会社法施行規則第118条に定める、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、これらを十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

逆に言えば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあるなど、濫用的な買付等を行う買付者及び買付提案者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような買付に対しては、当社は必要かつ相当な対応策をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

具体的には、大量買付行為のうち、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を明白に侵害するおそれのあるもの、強圧的二段階買付等、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を当社に与えることなく行われるもの、買付内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を株主の皆様に十分に提供することなく行われるもの、買付の条件等(対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法等)が当社の企業価値に鑑み不十分または不相当であるもの等は、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益に資さないものと判断いたします。

よって、当社は、当社株式に対する買付が行われた際に、買付に応じるか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要であると考えます。

当社基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、当社の経営の基本方針に従い、これまで進めてまいりました中期経営計画を引き続き継続するとともに、積極的な経営を断行することにより持続的成長を実現させていきます。

当社の経営の基本方針は、「産業は公共の福祉をはかれをモットーとする」であり、この基本方針を実現するために、「魅力ある商品で、お客様に豊かな生活を提供する」、「自然環境を保護し、地球と共存する」、「時代を先取りし、世界の市場に貢献する」、「人間性を尊重し、活力・魅力ある企業をつくる」ことを目指しております。

中長期的な経営戦略としましては、産業資材事業、マット事業、食品事業をコアとし、「新商品の開発・拡販」、「新規販路の拡大」、「財務体質の強化」を目標とし、中期経営計画を策定し、組織のスリム化による時代の変化への機動的な対応やコスト削減による収益力の強化、利益体質への転換に取り組んでまいります。

具体的には、

- ・産業資材事業につきましては、主力の包装容器の販売強化に加えて輸送形態の変化に対応できるように産業資材全般の取扱を積極的に進めると同時に、黄麻製品の特色を生かしたエコ・災害対策用資材市場等の新分野への進出を図ってまいります。
- ・マット事業につきましては、自動車メーカー及び消費者ニーズに対応した特色ある機能商品の提供により収益を確保してまいります。
- ・食品事業につきましては、パスタ類の拡販に加え、レトルトソースの販売強化に傾注するとともに、市場ニーズに対応した新商品の開発を積極的に展開してまいります。

さらに、その推進体制としては商品の開発・生産を推進する「事業部制」と国内をブロックに分割して地域密着型の営業を行う「支店制度」が確立しており、販売と生産がバランス良くかみ合う推進体制により、高い競争力の実現と収益力確保をめざしてまいります。

海外事業におきましては、いち早くタイ国に拠点をつくり、現在では、東南アジア地域をはじめ、中国、中東諸国、豪州等に販路を拡大しております。また、海外事業の成長が国内事業の発展にもつながる体制が構築され、海外での情報を独自性と競争力をもつ商品開発に生かすとともに、今後さらに国内における海外企業との競争激化が予想されるなか、当社の海外商品戦略を強力に推進してまいります。

このように当社は、顧客に対して高いブランド価値に基づいた商品の提案を長年にわたり積み重ねてきたことが、現在の企業価値の源泉になっており、企業文化の継続・発展が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を最大化することにつながると考えております。今後も、中長期的な目標を見据えた堅実な経営を基本としながら、経営資源の配分の見直しや戦略的投資を行い、より競争力を高め企業の成長を推進してまいります。

また、当社はコンプライアンス体制の充実が社会全体からますます求められており、これを経営上の重要課題と認識し、内部統制システムの体制強化をはかることにより、顧客や株主の皆様はもとより社会全体から高い信頼を得るように努めてまいります。

上記取組みを着実に実行することで、当社の持つ経営資源を有効に活用するとともに、様々なステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させることが、当社及び当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資することができると考えております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成21年5月13日開催の取締役会において、「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「旧プラン」といいます。）の導入について決議し、発効いたしました。この際、旧プランの重要性に鑑み、平成21年6月26日開催の当社第81期定時株主総会に議案とさせていただき、株主の皆様のご承認をいただいております。

平成24年4月20日開催の取締役会において、その後の買収防衛策をめぐる動向を踏まえ、「当社株式の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の一部改訂・継続」（以下、改訂後のプランを「本プラン」といいます。）を決議し、平成24年6月28日開催の当社第84期定時株主総会に議案とさせていただき、株主の皆様のご承認をいただいております。

改訂の概要は、買付者等が回答を行う情報提供期間を設定したこと、買付者等の買付け等の評価を行う評価期間につき、上限を設定し、それ以上の延長をできないものとしたこと等の2点です。

本プランは、仮に当社株式に対する買付その他これに類似する行為またはその提案（以下、総称して「買付」といいます。）が行われた場合、買付を行う者またはその提案者（以下、総称して「買付者」といいます。）に対し、遵守すべき手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間ならびに買付者との交渉の機会の確保をしようとするものであります。

当社は、本プランにより、当社基本方針に照らして、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値が毀損され、株主の皆様にとって不本意な形で不利益が生じることを未然に防止しようとするものであります。

本プランは、買付者が当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付または当社が発行者である株券等について、公開買付に係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付のいずれかにあたる買付（以下、「対象買付」といいます。）を行った場合に、新株予約権の無償割当て、または法令および当社定款に照らして採用することが可能なその他の対抗措置（以下、単に「その他の対抗措置」ということがあります。）を行うか否かを検討いたします。

当社取締役会は、対象買付がなされたときまたはなされる可能性がある場合、速やかに当社取締役会から独立した特別委員会を設置いたします。この特別委員会は、当社取締役会から独立して本プランの発動および不発動に関し、審議・決定いたします。

当社株式について買付が行われる場合、当社は、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、対象買付を行う買付者には、買付の実行に先立って、当社取締役会に対して、買付者の買付内容の検討に必要な情報を記載したうえ、買付者が買付に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を提出していただきます。

その後、特別委員会は、買付者からの意向表明書および要求する情報、ならびに当社取締役会からの意見・資料・情報等を受領し、買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集、ならびに買付者の買付内容と、当社取締役会が提示する代替案の検討および比較等を行います。

特別委員会は、特別委員会の判断が当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益に資するものとなるように、当社の費用により、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の専門家など、独立した第三者の助言を得ることができるものといたします。

また、特別委員会の判断の透明性を高めるため、同委員会は、意向表明書の概要、買付者の買付内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会から提示された代替案の概要その他特別委員会が適切と判断する事項について、株主の皆様に対し速やかに情報開示を行います。

当社は、買付者が本プランに定める手続を遵守しない場合、あるいは遵守した場合であっても買付者による買付が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす恐れのある買付であるなど、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことが相当と認められる場合、特別委員会の勧告に基づき、当社取締役会が対抗措置の発動および不発動を決定いたします。

この新株予約権は、当社取締役会が定める一定の日（以下、「割当基準日」という。）における当社の最終の株主名簿に記録をされた株主に対し、その所有する当社株式（ただし、当社の有する自己株式を除く。）1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割当ていたします。

新株予約権の目的である株式の数（以下、「対象株式数」という。）は1株であり、新株予約権の行使に際して出資される財産は、金銭とし、金1円で、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定する金額に対象株式数を乗じた価額といたします。その際、一定の買付者等による権利行使が認められないという行使条件および当社が当該買付者等以外の者から当社株式1株と引き換えに新株予約権1個を取得する旨の取得条項が付されております。

本プランの有効期間は、平成24年6月28日開催の当社第84期定時株主総会での承認可決の日から、平成27年3月期に係る定時株主総会の終結の時までの約3年間とします。ただし、本プランの有効期間の満了前であっても、取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。

また、当社は、当社の企業価値および株主の皆様の共同利益の維持・向上を図る観点から、当社取締役会の決議により、本プランの有効期間中、定時株主総会で承認いただいた本プランの趣旨に反しない範囲内で、本プランの見直し等を行うことがあります。しかし、本プランの有効期間中であっても、見直し等の範囲を超える重要な変更が必要になった場合は、当社株主総会において株主の皆様のご承認を得て本プランの廃止または変更を行うことがあります。

本プランは、新株予約権の無償割当てが実施されていない場合、株主および投資家の皆様に直接的な影響が生じることはありません。

当社取締役会が本新株予約権無償割当ての決議において別途定める一定の日における株主の皆様に対し、保有する株式1株につき1個の割合で本新株予約権が無償で割当てられます。株主の皆様は、無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となりますので、申込みの手續等は不要です。

そして、当社が、当社取締役会の決定により、新株予約権の行使条件のもと、新株予約権を行使することができない買付者（以下、「行使制限買付者」といいます。）以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付する場合、行使制限買付者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込をすることなく、当社株式を受領することとなるため、保有する当社株式の希釈化は生じません。

当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、当社は、法定の手續に従い、当社取締役会が別途定める日をもって本新株予約権を取得し、これと引き換えに株主の皆様当社株式を交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途ご自身が行使制限買付者でないこと等についての表明書面等を当社所定の書式によりご提出いただく場合があります。

具体的な取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

前記 に記載した当社基本方針の実現に資する特別な取組みおよびそれに基づく様々な施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、前記 に記載のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において株主の承認を得た上で導入されたものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、弁護士・大学教授・公認会計士等の社外有識者から構成される特別委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、特別委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、有効期間を約3年間に限定している上、取締役会により、何時でも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	90,000,000
計	90,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年11月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	36,733,201	36,733,201	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は1,000株であります。
計	36,733,201	36,733,201		

(注) 現物出資 日付 : 昭和25年12月9日 評価額 : 19,000千円
 出資物件 : 土地建物什器備品等 発行株式数 : 380,000株

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成24年7月1日～ 平成24年9月30日		36,733,201		1,836,660		17,380

(6) 【大株主の状況】

平成24年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ARGENT WISE CO.,LTD. (常任代理人 みずほ証券株式会社 事務統括部長 伊藤 勝則)	388 PHAHOLYOTHIN ROAD KWAENG SAMSENNAI KHET PHAYATHAI BANGKOK THAILAND (東京都千代田区大手町1丁目5-1)	2,770	7.54
トレーディア株式会社	神戸市中央区海岸通1丁目2-22	2,746	7.48
松岡 俊之	北九州市小倉北区	1,000	2.72
松並 永子	山口県下関市	1,000	2.72
郡山 英子	STUTTGART, GERMANY	631	1.72
中本 広太郎	神戸市灘区	607	1.65
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6-1	508	1.38
友松 憲治	名古屋市熱田区	491	1.34
日本製麻従業員持株会	神戸市中央区海岸通8	455	1.24
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2-1	400	1.09
計		10,610	28.88

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 54,000		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 36,491,000	36,491	同上
単元未満株式	普通株式 188,201		同上
発行済株式総数	36,733,201		
総株主の議決権		36,491	

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄には証券保管振替機構名義の株式が10,000株含まれております。また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数10個が含まれております。

【自己株式等】

平成24年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 日本製麻株式会社	兵庫県神戸市中央区海岸通8	54,000		54,000	0.15
計		54,000		54,000	0.15

2 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 役職の異動

氏名	新役職名	旧役職名	異動年月日
網本健二	代表取締役副社長 (経営企画推進統括役)	取締役副社長 (経営企画推進統括役)	平成24年7月1日

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成24年7月1日から平成24年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、なぎさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	417,936	388,468
受取手形及び売掛金	1, 2 935,167	1, 2 866,799
商品及び製品	282,052	315,161
仕掛品	132,606	159,724
原材料及び貯蔵品	501,534	410,329
繰延税金資産	56,276	52,514
その他	35,419	25,591
貸倒引当金	1,500	1,415
流動資産合計	2,359,493	2,217,175
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	349,132	342,726
土地	1,464,091	1,466,745
その他(純額)	188,438	168,961
有形固定資産合計	2,001,663	1,978,433
無形固定資産	9,532	21,109
投資その他の資産		
その他	609,714	523,729
貸倒引当金	117,189	115,238
投資その他の資産合計	492,524	408,490
固定資産合計	2,503,720	2,408,034
資産合計	4,863,213	4,625,209
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2 1,069,584	2 926,711
短期借入金	42,000	96,000
1年内返済予定の長期借入金	3 327,901	3 330,192
未払法人税等	21,323	6,641
賞与引当金	31,190	48,085
事業撤退損失引当金	47,147	39,729
その他	294,874	255,689
流動負債合計	1,834,020	1,703,049
固定負債		
社債	150,000	150,000
長期借入金	3 959,908	3 997,356
退職給付引当金	142,627	138,276
長期預り保証金	79,535	79,535
その他	22,027	27,766
固定負債合計	1,354,098	1,392,934
負債合計	3,188,118	3,095,984

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,836,660	1,836,660
資本剰余金	17,380	17,380
利益剰余金	556,910	718,827
自己株式	4,630	4,647
株主資本合計	1,292,500	1,130,565
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	25,320	21,636
為替換算調整勘定	109,573	102,044
その他の包括利益累計額合計	134,894	123,680
少数株主持分	517,488	522,341
純資産合計	1,675,095	1,529,225
負債純資産合計	4,863,213	4,625,209

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
売上高	2,549,818	2,464,558
売上原価	1,992,978	2,012,468
売上総利益	556,840	452,089
販売費及び一般管理費	¹ 535,062	¹ 523,728
営業利益又は営業損失()	21,777	71,638
営業外収益		
受取利息	2,205	1,792
受取配当金	4,137	4,183
為替差益	269	14,461
その他	3,808	2,641
営業外収益合計	10,421	23,079
営業外費用		
支払利息	16,479	19,361
シンジケートローン手数料	3,000	3,000
その他	4,324	4,577
営業外費用合計	23,804	26,938
経常利益又は経常損失()	8,394	75,497
特別利益		
投資有価証券売却益	1,920	-
特別利益合計	1,920	-
特別損失		
減損損失	² 91,014	-
災害による損失	³ 33,141	-
投資有価証券評価損	84	-
事業撤退損失引当金繰入額	22,750	-
特別損失合計	146,991	-
税金等調整前四半期純損失()	136,676	75,497
法人税、住民税及び事業税	7,862	7,877
法人税等調整額	350	81,215
法人税等合計	7,511	89,092
少数株主損益調整前四半期純損失()	144,188	164,590
少数株主利益又は少数株主損失()	538	2,672
四半期純損失()	144,726	161,917

【四半期連結包括利益計算書】
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	144,188	164,590
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	19,686	3,684
為替換算調整勘定	31,506	16,053
その他の包括利益合計	51,193	19,737
四半期包括利益	195,381	144,853
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	179,189	150,704
少数株主に係る四半期包括利益	16,191	5,851

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	136,676	75,497
減価償却費	47,317	37,974
減損損失	91,014	-
投資有価証券評価損益(は益)	84	-
投資有価証券売却損益(は益)	1,920	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	2,618	2,051
賞与引当金の増減額(は減少)	26,680	17,357
退職給付引当金の増減額(は減少)	3,765	5,144
事業撤退損失引当金の増減額(は減少)	57,054	7,417
受取利息及び受取配当金	6,343	5,975
支払利息	16,479	19,361
売上債権の増減額(は増加)	36,417	72,445
たな卸資産の増減額(は増加)	43,053	42,332
仕入債務の増減額(は減少)	94,531	146,056
災害損失	33,141	-
その他	58,086	23,879
小計	36,685	76,550
利息及び配当金の受取額	4,922	4,496
利息の支払額	16,948	19,558
法人税等の支払額	40,040	20,184
営業活動によるキャッシュ・フロー	88,752	111,798
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	30,604	9,053
投資有価証券の取得による支出	109,887	27,002
投資有価証券の売却による収入	11,523	37,006
貸付けによる支出	18,000	-
貸付金の回収による収入	1,050	1,505
預り保証金の受入による収入	500	-
預り保証金の返還による支出	-	9,500
その他	217	644
投資活動によるキャッシュ・フロー	145,635	6,400
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	54,000	54,000
長期借入れによる収入	287,000	295,000
長期借入金の返済による支出	135,691	255,261
少数株主への配当金の支払額	-	998
リース債務の返済による支出	3,462	4,057
その他	30	17
財務活動によるキャッシュ・フロー	201,816	88,664
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,367	65
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	35,939	29,467
現金及び現金同等物の期首残高	349,543	417,432
現金及び現金同等物の四半期末残高	313,604	387,965

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日至平成24年9月30日)	
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)	
当社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。	
なお、当該変更による損益に与える影響はありません。	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 受取手形割引高

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
受取手形割引高	166,255千円	201,319千円

- 2 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当第2四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
受取手形	386千円	175千円
支払手形	68,450千円	100,798千円

3 財務制限条項

前連結会計年度(平成24年3月31日)

- (1) 当連結会計年度末の借入金のうち、長期借入金797,240千円(1年内返済予定の長期借入金139,520千円を含む)には、以下の内容の財務制限条項が付されております。
- 連結及び単体の各決算期末における経常損益をいずれも2期連続で損失としないこと。
- 連結及び単体の各決算期末における純資産を、直近決算期末の純資産の70%以上に維持すること。
- 単体の各決算期末における有利子負債の合計金額が、営業損益に受取利息、受取配当金及び減価償却費を加算した金額を10倍した金額を2期連続で上回らないこと。
- (2) 当連結会計年度末の借入金のうち長期借入金73,935千円(1年内返済予定の長期借入金29,406千円を含む)には、下記の財務制限条項が付されております。
- 当該条項に抵触し、債権者の要請があった場合には、直ちに本借入金債務の全部または一部の弁済を求められる可能性があります。
- 単体の各決算期末において、借入実行日を含む連結会計年度の期首における単体の純資産額を下回った場合。
- 事前承認なく、第三者に対して145,000千円を超える、貸付け、出資、保証を行った場合。

当第2四半期連結会計期間（平成24年9月30日）

- (1) 当第2四半期連結会計期間末の借入金のうち、長期借入金727,480千円（1年内返済予定の長期借入金139,520千円を含む）には、以下の内容の財務制限条項が付されております。

連結及び単体の各決算期末における経常損益をいずれも2期連続で損失としないこと。

連結及び単体の各決算期末における純資産を、直近決算期末の純資産の70%以上に維持すること。

単体の各決算期末における有利子負債の合計金額が、営業損益に受取利息、受取配当金及び減価償却費を加算した金額を10倍した金額を2期連続で上回らないこと。

- (2) 当第2四半期連結会計期間末の借入金のうち長期借入金195,000千円（1年内返済予定の長期借入金22,440千円を含む）には、下記の財務制限条項が付されております。

当該条項に抵触し、債権者の要請があった場合には、直ちに本借入金債務の全部または一部の弁済を求められる可能性があります。

単体の各決算期末において、単体の純資産額が786,604千円を下回った場合、

事前承認なく、第三者に対して71,700千円を超える、貸付け、出資、保証を行った場合。

（四半期連結損益計算書関係）

- 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
運賃諸掛	115,662千円	104,042千円
旅費交通費	26,873千円	24,185千円
役員報酬	43,239千円	46,449千円
給与賃金雑給	148,478千円	141,800千円
賞与引当金繰入額	19,475千円	20,629千円
退職給付費用	3,700千円	5,589千円
貸倒引当金繰入額	2,618千円	2,051千円

2 減損損失

前第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を認識しました。

用途	養魚場
種類	土地、建物及び構築物
場所	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町下和田643番地
減損損失	91,014千円

当社グループは、セグメントを主な基準に、独立の最小のキャッシュ・フローの単位に基づき、資産をグループ化して減損の検討を行っております。

その結果、水産事業(浦安養魚場)はここ数年の景気の低迷及び鮎相場の下落等により収益性が低下してまいりました。今回の平成23年9月に発生した台風12号の水害による養魚設備の被災に伴い、当該事業に係る資産を回収可能価額まで減額し、減損損失91,014千円を計上しております。減損損失の内訳は、建物及び構築物58,122千円、土地32,891千円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しておりゼロとして評価しております。

3 災害による損失

前第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

台風12号の被災による損失額であり、内訳は以下のとおりであります。

たな卸資産減失損	16,306千円
有形固定資産減失損	12,024千円
その他	4,810千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
現金及び預金	314,107千円	388,468千円
預入期間が3か月を超える定期預金	503千円	503千円
現金及び現金同等物	313,604千円	387,965千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント						合計
	産業資材事業	マット事業	食品事業	水産事業	不動産開発事業	その他事業	
売上高							
外部顧客への売上高	520,977	826,013	1,060,523	106,481	19,267	16,555	2,549,818
セグメント間の 内部売上高又は振替高							
計	520,977	826,013	1,060,523	106,481	19,267	16,555	2,549,818
セグメント利益又は セグメント損失()	12,756	30,351	22,891	1,886	897	1,222	21,777

(注) セグメント利益又はセグメント損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益又は営業損失()であります。

2. 報告セグメントごとの資産に関する情報

前連結会計年度の末日に比して、当第2四半期連結会計期間の水産事業の資産の金額が145,988千円減少しております。これは、主として台風12号の被災に伴う災害損失の計上及び減損処理による有形固定資産の減少103,039千円、たな卸資産の減少16,306千円等によるものであります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

水産事業において減損損失を計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、当第2四半期連結累計期間においては91,014千円であります。

当第2四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	産業資材事業	マット事業	食品事業	不動産開発事業	
売上高					
外部顧客への売上高	519,535	965,350	954,085	25,586	2,464,558
セグメント間の 内部売上高又は振替高					
計	519,535	965,350	954,085	25,586	2,464,558
セグメント利益又は セグメント損失()	10,099	33,667	56,950	8,879	71,638

(注) 1. セグメント利益又はセグメント損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益又は営業損失()であります。

2. 水産事業は平成24年3月に、その他事業は第1四半期連結会計期間より事業を廃止いたしました。

2. 報告セグメントごとの資産に関する情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額()	3円95銭	4円41銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額() (千円)	144,726	161,917
普通株主に帰属しない金額 (千円)		
普通株式に係る四半期純損失金額() (千円)	144,726	161,917
普通株式の期中平均株式数 (株)	36,680,170	36,678,843

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、かつ潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年11月12日

日本製麻株式会社
取締役会 御中

なぎさ監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 西井博生印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 大平豊印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本製麻株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本製麻株式会社及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。